

## 小松島市議会モニター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小松島市議会モニター（以下「市議会モニター」という。）を設置することにより、市民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、小松島市議会（以下「市議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

### (定員)

第3条 市議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

### (資格)

第4条 市議会モニターは、年齢満18歳以上の市民で、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員でないこと。
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員でないこと。
- (3) 地方自治法第180条の5に定められる各種行政委員会の委員でないこと。
- (4) 市議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (5) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

### (職務)

第5条 市議会モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴（ケーブルテレビ及びインターネット視聴を含む。）し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会だより、市議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (5) モニター会議に出席すること。
- (6) その他議長が認めたこと。

### (提出された提言等の処理)

第6条 市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、小松島市議会ホームページ、小松島市議会だよりで公表するものとする。

(募集方法)

第7条 市議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推せんを依頼することができる。

(委嘱)

第8条 市議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(任期)

第9条 市議会モニターの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第10条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(会議)

第11条 議長は、市議会モニターと連絡調整及び意見交換を図るため、必要に応じてモニター会議を開催するものとする。

(謝礼)

第12条 市議会モニターは無償とする。

(庶務)

第13条 市議会モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。ただし、平成30年に関しては、第9条の任期は10月1日から翌年4月30日までとする。